

Zentokkyo Monthly Report 2020年12月度

(各支部の活動状況)

一般社団法人 全日本特殊鋼流通協会

U R L <http://zentokkyo.or.jp>

E-mail info@zentokkyo.or.jp

| | 内 容 |
|-------|---|
| 本 部 | <p>人材育成委員会/WEB研修講座 WG/販売技士教材検討打合せ</p> <p>日 時：12/11 (金) 15:00～17:00 於：名古屋・安保ホール 出席者：5名</p> <p>内 容：①講師事前会議及び受講案内の資料について</p> <p style="padding-left: 20px;">②販売技士1級の講師一覧表について</p> <p style="padding-left: 20px;">③販売技士教材検討打合せについて</p> <p style="padding-left: 20px;">④入門編 PPT データの見直しについて</p> <p>第31回調査研究委員会</p> <p>日 時：12/15 (火) 15:30～17:00 於：名古屋・安保ホール 出席者：5名</p> <p>内 容：①特殊鋼流通統計調査について</p> <p style="padding-left: 20px;">②第95回(7-9月)景況アンケート調査報告について</p> <p style="padding-left: 20px;">③第96回(10-12月)景況アンケートの設問について</p> <p style="padding-left: 20px;">④第19回経営環境等に関するアンケートの設問について</p> <p style="padding-left: 20px;">⑤2021年度事業計画(案)及び予算(案)の考え方について</p> <p style="padding-left: 20px;">⑥次回委員会日程について</p> |
| 東京支部 | <p>特殊鋼販売技士1級研修講座の案内送付</p> <p>日 時：12/14日 18:00～</p> |
| 大阪支部 | <p>第2回部会長会議</p> <p>日 時：12/9 (水) 10:30～12:00 於：大阪・鐵鋼会館 出席者：7名</p> <p>議 題：2020～2021年度の各部会行事運営について 他</p> |
| 名古屋支部 | <p>人材育成部会</p> <p>日 時：12/4 (金) 11:30～14:00 於：ANAグランコート名古屋 出席者：8名</p> <p>内 容：①新入社員研修</p> <p style="padding-left: 20px;">②20年度入社フォロー研修 内容検討</p> <p>第2回運営委員会</p> <p>日 時：12/9 (水) 11:30～13:30 於：名古屋観光ホテル 出席者：22名</p> <p>内 容：①活動報告</p> <p style="padding-left: 20px;">②収支報告</p> <p style="padding-left: 20px;">③新入社員研修等実施内容報告</p> <p>三団体共催 コロナ対策セミナー</p> <p>日 時：12/11 (金) 13:30～15:00 於：Zoom 出席者：31名</p> <p>内 容：中区保健センター 医師講演 等</p> <p>総務部会</p> <p>日 時：12/15 (火) 11:30～13:30 於：名古屋観光ホテル 出席者：5名</p> <p>内 容：①はがねの日記念行事</p> <p style="padding-left: 20px;">②2021年度総会</p> <p style="padding-left: 20px;">③支部ニュース 等検討</p> |
| 東北支部 | 特になし |
| 北関東支部 | <p>支部運営委員会</p> <p>日 時：12/25 (金) 於：リモート開催 出席者：5社</p> <p>議 題：特殊鋼販売技士1級研修講座の件 他</p> |
| 静岡支部 | 特になし |
| 中国支部 | 特になし |
| 九州支部 | 特になし |
| 青年部会 | <p>第21回青年部会正副部会長会議</p> <p>日 時：12/7 (月) 15:30～17:00 於：名古屋・安保ホール 出席者：5名</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>内 容：①青年部会の今後の日程について ②2021年度事業計画（案）及び予算（案）の考え方について ③「はがね」の日記念、アピール小物品の作成について ④情報交換について</p> |
|--|---|

[事務局だより]

1. オリジナル立体マスクの送付について（青年部会）

今年は、第三波の新型コロナウイルス感染症拡大により二度目の「緊急事態宣言」の発令に至っております。そこで当協会青年部会では、例年の4月1日の「はがねの日」の記念グッズを2ヶ月前倒しし、コロナ禍に対応するグッズとしてオリジナル立体マスク（全特協ロゴマークのワンポイント入り）を作成しました。2月初めには正会員のお手元にお届けしますのでよろしくご査収ください。

経済産業省製造産業局総務課より

2. 【周知依頼】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置について

英国、南ア等での変異ウイルスの確認などを踏まえ、新たな水際措置が導入されているところですが、英国、南アフリカ共和国以外の国・地域で、国内で変異ウイルスの感染者が確認された国として、1月1日付けで以下の国・地域を指定追加・解除したとの連絡が厚生労働省よりまいりました。

1月1日付け（指定追加）：米国（フロリダ州）

これまでに指定されていた国・地域と併せてこれで以下の国・地域が指定されております。

フランス、イタリア、アイルランド、アイスランド、（29日付け解除）、オランダ、デンマーク、ベルギー、オーストラリア、イスラエル、カナダ（オンタリオ州、ケベック州）、スイス、スウェーデン、スペイン、ノルウェー、リヒテンシュタイン、米国（コロラド州、カリフォルニア州、フロリダ州）、アラブ首長国連邦、ドイツ同指定により、これら国・地域からの日本人の帰国者及び外国人の入国者に対する検疫が強化され、以下の期間帰国・入国時に出国前72時間前検査証明の提出と入国時の空港検査の受検が必要となります。

- ・米国（フロリダ州）：令和3年1月5日午前0時～1月末までの間
- ・米国（カリフォルニア州）、アラブ首長国連邦、ドイツ：令和3年1月4日午前0時～1月末までの間
- ・米国（コロラド州）、カナダ（ケベック州）：令和3年1月3日午前0時～1月末までの間
- ・カナダ（オンタリオ州）：令和2年12月31日午前0時～令和3年1月末までの間
- ・スイス、スウェーデン、スペイン、ノルウェー、リヒテンシュタイン：令和3年1月1日午前0時～1月末までの間
- ・アイルランド、イスラエル、イタリア、オーストラリア、オランダ、デンマーク、フランス、ベルギー：令和2年12月30日午前0時～令和3年1月末までの間

検査証明の提出ができない場合は検疫所長指定の施設での14日間待機が必要となりますので、御注意ください。

指定国・地域及び本件措置の概要は以下、厚生労働省HPで確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

なお、人の往来に関する制度全般に関しては以下HPでも情報発信を行っております。

外務省HP
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

経産省HP
<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

3. 【周知依頼】新型コロナウイルス感染症に関する英国に対する新たな水際対策措置について

- 英国からの新規入国の一時停止（日本国籍者は対象外）
 10月1日より、防疫措置を確保できる受入企業・団体がいることを条件として、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可しているところですが、12月24日以降、当分の間、この仕組みによる英国からの新規入国を拒否します。
- 英国への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止（日本国籍者も対象）
 11月1日より、日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確保できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の14日間待機緩和を認めているところですが、12月24日以降、当分の間、この仕組みによる英国からの帰国者・再入国者については14日間待機緩和を認めません。
- 検疫措置の強化（日本国籍者も対象）
 12月27日より、英国からの日本人帰国者についても、再入国者と同様、英国出国前72時間以内の検査証明を求めます。帰国時に検査証明を提出できない帰国者に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で14日間待機することを要請します。
 また、12月27日より、英国からの日本人の帰国及び在留資格保持者の再入国に際して、入国時に位置情報

の保存（接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録）について誓約を求めます。

●英国への短期渡航の自粛要請（日本国籍者も対象）

本年3月31日以降、英国に対しては、感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）を発出しています。日本在住の日本人及び在留資格保持者に対して、日本への帰国を前提とする英国への短期渡航を当分の間、自粛するよう改めて要請します。

●措置の対象者

本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に英国における滞在歴のある者

●本措置は英国からの入国者に対する措置であり、英国以外の国・地域についてはこれまでの水際措置に変更ありません。

詳細は、以下、首相官邸HPをご確認下さい。

https://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/202012/23_a.html

なお、人の往来に関する制度全般に関しては以下HPでも情報発信を行っております。

外務省HP

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

経産省HP

<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

4. 【周知依頼】「マイナンバーカードの取得と利活用促進について」

マイナンバーカードの普及については、これまでも、昨年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）に基づき、マイナポイント事業による消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用を念頭に、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについてお願いしたところで

す。マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。また、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告等での利用、さらには今後、運転免許証との一体化も検討されている等、マイナンバーカードは、大きなメリットがあるカードです。つきましては、下記の要領で、貴社の従業員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について、呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

1) 呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、御活用下さい（別添）。

通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成しています。ご自由に御活用下さい。

なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいで結構です。

2) 通知の発出にあたっては、以下の関連する動画・チラシ・ポスター・リーフレット等の広報素材を併せて会員に対し情報提供して下さい。

・チラシ「メリットいっぱいマイナンバーカード」

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/meritippai.pdf>

・説明動画「メリットいっぱいマイナンバーカード」

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie33.html>

・説明動画「マイナちゃん・平井大臣がマイナンバーカードについて解説してみた」

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/link/prmovie34.html>

・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/meritippai.pdf>

・リーフレット「持ち歩いて大丈夫！マイナンバーカードの安全性」

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019_security.pdf

・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf_card_apply_20201020_a4.pdf

・リーフレット「利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2020_hokensho_moshikomi.pdf

・リーフレット「2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！」

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf2019_hokensho3.pdf

・リーフレット「マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！」

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf_mynapoint_20201020_a4.pdf

・リーフレット「つかってみよう！マイナポータル」

https://www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/leaf_mynaportal_20201106_a4.pdf

5. 【周知依頼】「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について」

新型コロナウイルス感染症の影響による事業主の休業に関して、雇用調整助成金の特例を講じて支援しておりますが、資金繰りや人員体制の面から雇用調整助成金の活用が困難な中小企業に雇用される労働者については、休業している間に、賃金（休業手当）を受け取ることができない場合に労働者本人から申請することができる「新

型新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下、「休業支援金・給付金」といいます。）を設けています。

休業支援金・給付金の申請に当たっては、事業主から、当該事業主が休業の事実などを証明していただく必要がありますが、厚生労働省に対して、一部の労働者、特に日々雇用契約を結び直していたりシフト制で働く方については、就労日が必ずしも明確ではないことに起因して、協力が得られずに申請・支給に至らない方もいらっしゃるとの声をいただいているとのこと。

こうしたことから、厚生労働省において、改めて事業主の皆さまに協力をお願いすることと併せ、休業支援金・給付金の対象となる「休業」を明確化するため、リーフレットを作成しました。

つきましては、会員企業や団体への周知の程御協力をお願い申し上げます。

また、休業支援金・給付金に関するお問い合わせに対応するコールセンターが設けられていますので、併せて周知をお願いします。

<厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター>

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

<新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる「休業」等について（リーフレット）>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000689982.pdf>

6. 【再周知依頼】「パートナーシップ構築宣言について」

本年5月の政府による「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、企業が取引先との新たな連携や望ましい取引慣行を遵守することを宣言する「パートナーシップ構築宣言」の枠組みを導入して以降、業界団体の皆様の多大なるご協力を賜り、多くの企業に宣言を行っていただきました。改めて御礼申し上げます。

さて、宣言の取組状況のフォローアップやポストコロナに向けた大企業・中小企業の生産性向上、取引条件の改善について議論するため、11月18日に、第2回会議を開催しました。会議に出席した菅内閣総理大臣から、「大企業と中小企業のパートナーシップの構築を更に進める」旨の発言があり、梶山経済産業大臣は、宣言企業1,000社を目指す目標を掲げました。宣言を通じて、経営層のリーダーシップの下で、価格転嫁の協議等を通じた取引適正化や新たな企業間連携を進めることは非常に重要であると考えております。

再度のお願いとなりますが、多くの企業が「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表して頂けるよう、各業界団体の皆様のお力を借り、取組を広げたいと考えておりますので、是非とも、会員企業への周知・広報をお願い申し上げます。

<未来を拓くパートナーシップ構築推進会議>

<https://www5.cao.go.jp/keizail/partnership/partnership.html>

<パートナーシップ構築宣言ポータルサイト>（宣言のひな形や宣言の登録方法等を掲載しております）

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

7. 【周知依頼】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置等について

【新たな水際対策措置について】

1/8付けで緊急事態宣言期間における検疫の強化等、新たな措置が発表されました。措置の概要は以下のとおりです。

<概要>

○日本人帰国者・在留資格保持者に対する検疫の強化

緊急事態宣言期間中は変異ウイルス確認国・地域以外を含む全ての国・地域からの帰国者・再入国者に対して以下を求める。

①出国前72時間以内検査証明書の検疫での提出（令和3年1月13日0時から）

②帰国・入国時の空港検査（令和3年1月9日0時から）

※72時間以内検査証明書が提出できない場合、指定施設での3日間待機、3日目に検査を実施し陰性であれば入国後14日間の自宅待機プロセスに移行となります。

レジデンストラック・ビジネストラックについては、引き続き利用が可能ですが、渡航先での滞在期間にかかわらず、上記①72時間以内検査証明書の提出、及び、②空港検査が必要となります。

措置の詳細については、内閣官房HP「新型コロナウイルス感染症対策」の中の「最新情報」

<https://corona.go.jp/news/>

に掲載されておりますので、そちらを御確認ください。

なお、人の往来に関する制度全般に関しては以下HPでも情報発信を行っております。

外務省 HP

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

経産省 HP

<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

<お問い合わせ先>

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）

一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○経済産業省 通商政策局 総務課 水際対策チーム

電話：03-3501-5925（直通）

【職場における感染予防、健康管理の強化について】

1月7日に改定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、厚生労働省より、経済団体に対し、緊急事態宣言発出を踏まえたテレワークの積極的な活用、職場における感染予防、健康管理の強化等をお願いさせていただいております。

製造局関係団体におかれましても既に労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただいているところですが、今般改めて、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等について、下記の URL で取りまとめさせていただきましたので、ご参照いただき、ご活用していただけますと幸いです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15882.html